

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 三恵印刷株式会社

（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

令和七年
第六六一號
十二月二日

（火曜日）

目 次

告 示

生活保護法等による施術者（開設者である施術者）の指定
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請
市街地再開発組合の事業計画の変更認可

公 告

告

開発行為の完了

○告 示

大分県告示第四百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国）並びに永住帰國した中國殘留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者である施術者）を指定した。

令和七年十二月二日

大分県知事 佐 藤 樹 一郎

施術者の氏名

施術所の名称

所 在 地

指定年月日

佐 藤 辰 美

あおば整骨院

豊後大野市三重町赤嶺一八八六
一一〇三

令 七・五・一五

河 野 裕 一

こうの鍼灸院

竹田市大字会々一八六一一一二

令 七・一〇・一

大分県告示第四百四十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第二百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があつた。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和七年十二月二日

大分県知事 佐 藤 樹 一郎

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

大分県大分市大手町三丁目一番一号

2 特定事業場の所在地及び名称

大分県佐伯市上浦大字津井浦百九十四番地六

大分県農林水産研究指導センター水産研究部

3 設置される特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第二百八十八号）別表第一第七十一号の二
イ 洗浄施設

種類 洗浄施設

能力 力 一〇m³/日 四基

工事着手予定期年月日 許可後

工事完成予定期年月日 許可後

使用開始予定期年月日 許可後

使用時間間隔 間欠

一日当たりの使用時間 九時間

季節的変動 なし

（四基分の水量を記載） 汚水等の一日当たりの量

m³/日 単位

〇・八

最大の値

令和七年十二月二日

大分県報（告示）

十一番、二十二番、二十三番、二十四番一、二十四番二及び二十五番並びに三十四番一及び四十四番一の各一部並びに要町千番一の一部	四 事務所の所在地
大分市府内町一丁目一番十五号府内センタービル四〇一	五 設立認可の年月日
令和三年三月二日	六 変更の認可の年月日
令和七年十一月十三日	
	○公 告
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。	
令和七年十二月二日	
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	
一 開発区域に含まれる地域の名称	
由布市挾間町古野字大間七十二番一ほか三十二筆及び七十五番二の一部並びに七十三番一ほか三筆の各地先里道及び七十二番四ほか一筆の各地先水路、字水毛ツル百八十三番一ほか十筆及び百七八十八番十三の一部並びに百八十三番一ほか四筆の各地先里道及び百七八十八番十ほか三筆の各地先水路、字中原二百二十番一ほか十五筆並びに字松原三百二十八番一ほか百一筆並びに三百四十二番七ほか二筆の各地先里道及び三百二十八番一ほか十筆の各地先水路	
二 開発区域の面積	
一万五千七百十三・二七平方メートル	
三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名	
大分市舞鶴町二丁目六千八十八番地一	
四 株式会社コーリン不動産 代表取締役 城野好則	
完了検査年月日	
令和七年十月二十七日	

令和七年十二月二日